

大阪府後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 10 号

大阪府後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則

大阪府後期高齢者医療広域連合財務規則（平成 1 9 年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 9 7 条第 1 項各号の金額を次のとおり改める。

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| (1) 工事又は製造の請負      | 2 0 0 万円 |
| (2) 財産の買入れ         | 1 5 0 万円 |
| (3) 物件の借入れ         | 8 0 万円   |
| (4) 財産の売払い         | 5 0 万円   |
| (5) 物件の貸付け         | 3 0 万円   |
| (6) 前各号に掲げるもの以外のもの | 1 0 0 万円 |

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。